

## 船舶事故調査報告書

平成29年4月13日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

|   |  |
|---|--|
| 事故種類  | 被引浮体搭乗者死亡  |
| 発生日時  | 平成28年7月24日 15時00分ごろ  |
| 発生場所  | 茨城県北浦<br><small>かまや</small> 釜谷四等三角点から真方位023° 800m付近<br>（概位 北緯36° 00.1′ 東経140° 33.7′）   |
| 事故の概要   | 水上オートバイ <small>ジーティーアール</small> GTR215 <small>ケイ</small> Kは、浮体をえい航して遊走中、浮体の搭乗者1人が落水し、死亡した。   |
| 事故調査の経過   | 平成28年7月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。<br>原因関係者から意見聴取を行った。   |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等<br>L×B×D、船質<br>機関、出力、進水等 | 水上オートバイ GTR215K、0.1トン<br>240-64674茨城、個人所有<br>2.83m (Lr) × 1.09m × 0.48m、FRP<br>ガソリン機関、144.2kW、平成25年6月  |
| 乗組員等に関する情報  | 船長 男性 50歳<br>特殊小型船舶操縦士<br>免許登録日 平成25年4月15日<br>免許証交付日 平成25年4月15日<br>（平成30年4月14日まで有効）<br>搭乗者A 男性 36歳   |
| 死傷者等  | 死亡 1人（搭乗者A）  |
| 損傷  | なし   |
| 気象・海象   | 気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 5、視界 良好<br>水象：波高 約0.3m  |
| 事故の経過   | 本船は、船長が1人で乗り組み、搭乗者Aほか知人2人（以下「搭乗者B」及び「搭乗者C」（子供）という。）を乗せたトーイングチューブと称するソファ型浮体（以下「本件浮体」という。）を長さ約16mの化学繊維製索でえい航し、平成28年7月24日14時55分ごろ北浦西岸のバーベキューを行っていた場所の前面水域を発進した。（図1参照） |

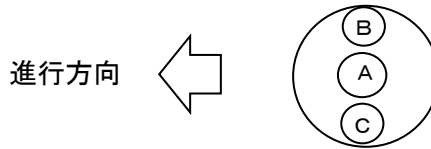


図1 本件浮体の搭乗者配置状況

本船は、船長がときどき振り向いて本件浮体の状況を確認し、約30km/hの対地速力で旋回しながら遊走していた。

搭乗者Bは、15時00分ごろ搭乗者Aが後方に回転しながら落水したのを目撃した。

船長は、搭乗者Aがいないことに気づき、反転して本件浮体のところに戻り、搭乗者Bから搭乗者Aが落水したことを聞き、付近では搭乗者Aを発見できなかったため、遊走していた他の水上オートバイに救助されたものと思い、発進場所に戻った。

船長は、同僚から搭乗者Aが戻っていないことを聞き、同僚が119番通報を行い、通報を受けた警察及び消防による搭乗者Aの捜索が開始された。

搭乗者Aは、25日、地元警察署の潜水士によって、湖底から揚収され、搬送された病院で溺死と検案された。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

その他の事項

船長は、北浦西岸において、09時30分ごろから、会社の同僚及びその家族約30人とバーベキューを行ったり、水上オートバイで遊走を行ったりしていた。

船長は、搭乗者Aから本件浮体を引くように依頼され、搭乗者3人がふだんと変わらないように見えたので、了承した。

船長は、本件浮体をえい航するに当たり、搭乗者Cが搭乗しているので、荒い運転にならないように気を遣いながら本船を操縦していた。

搭乗者Aは、ウェットスーツと海水パンツの服装で、素足であった。

搭乗者Aは、泳ぐことができなかった。

地元警察署の情報によれば、搭乗者Aは、司法解剖時、アルコール血中濃度が4.18mg/mlであった。

搭乗者Bは、搭乗者Aが本件浮体の取っ手をつかんでいなかったため落水したものと本事故後に思った。

搭乗者Bは、搭乗者Aに救命胴衣を着用するよう注意したが、搭乗者Aは、ちょっとの間だからいいだろうと言って救命胴衣を着用しなかった。

搭乗者B及び搭乗者Cは、本件浮体の取っ手をつかみ、救命胴衣を着用して搭乗していた。

分析

|  |   |
|--|---|
| <p>乗組員等の関与<br/>船体・機関等の関与<br/>気象・海象等の関与<br/>判明した事項の解析</p> | <p>あり<br/>なし<br/>なし</p> <p>搭乗者Aは、溺死した。</p> <p>本船は、北浦において、本件浮体をえい航して巡回しながら遊走中、搭乗者Aが本件浮体から落水して死亡したものと考えられる。</p> <p>搭乗者Aは、落水して溺死したものと考えられるが、溺死に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>搭乗者Aは、飲酒による影響が関与して落水した可能性があると考えられる。</p> |
| <p><b>原因</b></p>   | <p>本事故は、本船が、北浦において、本件浮体をえい航して巡回しながら遊走中、搭乗者Aが本件浮体から落水したことにより発生したものと考えられる。</p>  |
| <p><b>参考</b></p>   | <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ えい航される浮体の上では、取っ手をしっかりつかむこと。</li> <li>・ 飲酒をした状態では、浮体に搭乗しないこと。</li> <li>・ 浮体に搭乗する際は、救命胴衣を着用することが望ましい。</li> </ul>          |

付図1 事故発生場所概略図



※国土地理院WEBサイトの地理院地図使用